

# 仕 様 書

## 1. 事業名

令和元年復興水産加工業等販路回復促進事業による水産加工業復興状況調査

## 2. 目的

東日本大震災被災地の水産業の復興を果たすためには、水産加工業の販路・売上の回復が重要な課題となっていることから、これまで「復興水産加工業等販路回復促進事業」によって、水産加工業者等による販路の回復・新規開拓に向けた取組に対して各種の支援を行ってきた。

しかし、水産庁が平成25年度から実施している「水産加工業における東日本大震災からの復興状況アンケート」の結果によると、震災後8年近くが経過した平成31年1月の時点においても売上は概ね横ばいの状態に留まっている。

残りの事業期間（令和3年度まで）で着実に水産加工業の復興を進めるためには、平成30年度にて実施した水産加工業復興状況調査を継続して実施し、震災以降の被災地の水産加工業を巡る状況の変化等を把握して現在の復興状況を評価するとともに、今後の目標を明確にし、それに向けて効果的な支援施策を講ずることが必要になっている。

そのために、令和元年の本事業にて、さらに調査・検討・分析を実施する。

## 3. 業務の履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日（金）まで

## 4. 業務内容

### （1）震災後に行われている各種調査・研究結果並びに統計データ等の収集・分析

- 被災地水産加工業の被害、復旧、経営、風評被害等の状況、被災地における人口や産業構造の変化等について、震災後に実施されている各種の調査結果、研究結果、統計データ等を収集し、その分析を行う。

### （2）水産加工業等販路回復取組支援事業及び他の補助事業の分析

- 水産加工業等販路回復取組支援事業及び他の補助事業における経営・人材・販売戦略等の分析を行う。

### （3）被災地における戦略事例・優良事例の収集・分析

- 震災後、多くの補助事業を活用し復活を遂げた東日本大震災地域において、災害後の対応に係る戦略事例の分析と優良事例について、調査等を実施する。

### （4）被災地以外における戦略展開事業・優良事例の収集・分析

- 東日本大震災と同様、戦略事例の分析と優良事例について、東日本大震災との関係事例

も鑑み、調査等を実施する。

(5) 調査結果の分析、検討及び結果の取りまとめ

- ・ 調査方針、結果について、震災復興調査等に関わった経験を有する学識経験者等も交えた検討会を開催して整理、分析、検討を行う。
- ・ 上記結果に基づき、東日本大震災被災地の水産加工業の方向性と今後の水産加工業の発展・振興に係る今後の方向性を見出す。

5. 業務の実施体制

上記4の業務について、専任の担当者を1名以上配置するとともに、事業全体を総括・管理する責任者を配置する。

6. 納入成果物

(1) 報告書2部

4.(5)について取りまとめた報告書を作成し、ヒアリングの概要書、調査データの資料等を付属するものとする。

(2) 報告書の電磁記録媒体(DVD-R等)1枚

納入成果物の詳細、編集方法等については、事前に4.(4)の検討会にて協議の上、エクセル、ワード等の一般的な編集方法で修正可能な状態で作成すること。(本業務の受託者のみの環境で修正可能なものは認めない)

また、電磁的記録媒体については、ウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報を記載したラベルを貼り付けること。また、ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、かつ、最新のデータで更新したものを使用すること。

(3) 納入時期

令和2年3月27日(金)

(4) 納入場所

復興水産加工業販路回復促進センター

代表機関 全国水産加工業協同組合連合会 事務局

7. 事業実績報告書

事業の終了後速やかに別に定める実績報告書を提出すること。

8. その他

(1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、復興水産加工業販路回復促進センター(以下「当センター」という。)の担当者並びに責任者と十分な協議・調整を行うこととする。

- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報(個人情報を含む。)を本業務以外の目的のために使用し、又は外部に漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。個人情報を複製する際には、事前に担当職員の下承を得ること。複製の実施は必要最低限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。また、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、当センター担当者並びに責任者へ報告すること。
- (4) 受託者は、本業務に関して発生する全ての著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)を当センターに譲渡するものとし、当センターの行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、当センターの担当者並びに責任者と協議の上、対応するものとする。